

「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正」の一部訂正に係る新旧対照表

(平成27年3月31日医政発0331第21号 厚生労働省医政局長通知)

最終改正:令和2年10月30日医政発1030第1号

(令和4年4月1日より適用。2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制)においては令和5年4月1日より適用。下線部は訂正部分。)

訂正後	訂正前
<p>(略)</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 教育に関する事項</p> <p>1～2(略)</p> <p>3 単位制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護師養成所2年課程(通信制)</p> <p>(ア)(略)</p> <p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに3事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに2日及び面接授業を教育内容ごとに3日をもって構成すること。 <u>ただし、成人看護学、老年看護学については、教育内容ごとの構成としなくても差し支えない。</u></p> <p>(2) 単位等の認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修</p>	<p>(略)</p> <p>第一～五(略)</p> <p>第六 教育に関する事項</p> <p>1～2(略)</p> <p>3 単位制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護師養成所2年課程(通信制)</p> <p>(ア)(略)</p> <p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに三事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに二日及び面接授業を教育内容ごとに三日をもって構成すること。</p> <p>(2) 単位等の認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既</p>

の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3、別表3の2及び別表4に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 (略)

5 2年課程(通信制)

修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三〇号)第四〇条第二号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三、別表三の二及び別表四に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 (略)

5 2年課程(通信制)

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨地実習 臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院見学実習を行う実習施設については、<u>成人看護学と老年看護学を除いた教育内容</u>ごとに 1 施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略))</p> <p>6 (略)</p> <p>第7～9 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨地実習 臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院見学実習を行う実習施設については、<u>専門領域</u>ごとに 1 施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略))</p> <p>6 (略)</p> <p>第7～9 (略)</p>
--	---

訂正後

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	} 14	(略)
	小計		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	} 16	(略)
	健康支援と社会保障制度		
	小計	22	

訂正前

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	} 14	(略)
	小計		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	} 16	(略)
	健康支援と社会保障制度		
	小計	22	

専門分野	基礎看護学	11	(略)
	地域・在宅看護論	6	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	<p>チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。</p> <p>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</p> <p>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>災害看護の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。</p> <p>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。</p>
	臨地実習	23	(略)
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	4	
	老年看護学	2	
小児看護学	2		
母性看護学	2		
精神看護学	2		
看護の統合と実践	2		
小計	66		
総計	102		

専門分野	基礎看護学	11	(略)
	地域・在宅看護論	6	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	<p>チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。</p> <p>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</p> <p>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>災害の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。</p> <p>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。</p>
	臨地実習	23	(略)
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	4	
	老年看護学	2	
小児看護学	2		
母性看護学	2		
精神看護学	2		
看護の統合と実践	2		
小計	66		
総計	102		

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)	留意点
	通信学習		
	単位数	単位数	
専門分野 科学的思考の 基盤 人間と生活・ 社会の理解	}	}	(略)
小計			
専門基礎分野 人体の構造と 機能 疾病の成り立 ちと回復の促 進	}	}	(略)
健康支援と社 会保障制度			
小計	14	14	

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)	留意点
	通信学習		
	単位数	単位数	
専門分野 科学的思考の 基盤 人間と生活・ 社会の理解	}	}	(略)
小計			
専門基礎分野 人体の構造と 機能 疾病の成り立 ちと回復の促 進	}	}	(略)
健康支援と社 会保障制度			
小計	14	14	

専門分野	基礎看護学	6	6	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害看護の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	専門分野	基礎看護学	6	6	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	地域・在宅看護論	5	5			地域・在宅看護論	5	5	
	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	3 3 3 3 3 4	3 3 3 3 3 4			成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	3 3 3 3 3 4	3 3 3 3 3 4	
小計	30	30	小計	30	30				
臨地実習		紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業	(略)	臨地実習		紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業	(略)
		単位数	単位数				単位数	単位数	

基礎看護学	2	1	1	
地域・在宅看護論	2	1	1	
成人看護学	4	2	2	
老年看護学				
小児看護学				
母性看護額	2	1	1	
精神看護学	2	1	1	
看護の統合と実践	2	1	1	
小計	16	8	8	
総計	68	68		

基礎看護学	2	1	1	
地域・在宅看護論	2	1	1	
成人看護学	4	2	2	
老年看護学				
小児看護学				
母性看護額	2	1	1	
精神看護学	2	1	1	
看護の統合と実践	2	1	1	
小計	16	8	8	
総計	68	68		

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

教育内容		時間数	留意点	
基礎分野	論理的思考の基盤	35	(略)	
	人間と生活・社会	35		
	小計	70		
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	(略) 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。	
	栄養	35		
	薬理	70		
	疾病の成り立ち	105		
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35		
小計	350			
専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。	
	看護概論	70		患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。
	基礎看護技術	245		患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。

教育内容		時間数	留意点	
基礎分野	論理的思考の基盤	35	(略)	
	人間と生活・社会	35		
	小計	70		
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	(略) 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。	
	栄養	35		
	薬理	70		
	疾病の成り立ち	105		
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35		
小計	350			
専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。	
	看護概論	70		患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。
	基礎看護技術	245		根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。

	臨床看護概論	70	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。
	成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	} 210 70 70	(略)
	小計	735	
	臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	735 210 } 385 70 70	(略)
	小計	735	
	総計	1,890	

	臨床看護概論	70	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。
	成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	} 210 70 70	(略)
	小計	735	
	臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	735 210 } 385 70 70	(略)
	小計	735	
	総計	1,890	

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

品目	数量
ベッド (略)	(略)
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
沐浴用人形	2
静脈採血注射モデル	適当数
看護用具等 (略)	(略)
処置用具等 (略)	(略)
機能訓練用具 (略)	(略)
リネン類(各種)	
模型 (略)	(略)
視聴覚教材 (略)	(略)
その他 (略)	(略)
図書 (略)	(略)

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

品目	数量
ベッド (略)	(略)
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
沐浴用人形	2
動脈採血注射モデル	適当数
看護用具等 (略)	(略)
処置用具等 (略)	(略)
機能訓練用具 (略)	(略)
リネン類(各種)	
模型 (略)	(略)
視聴覚教材 (略)	(略)
その他 (略)	(略)
図書 (略)	(略)